

報道関係者 各位

令和4年4月15日（金）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048 (600) 6200

さいたま労働基準監督署職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年4月15日（金）、さいたま労働基準監督署（さいたま市中央区新都心11-2。以下「さいたま署」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、4月12日（火）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを着用し勤務していましたが、13日（水）夜に発熱し、翌日14日（木）PCR検査を受け、同日に感染が確認されたものです。

さいたま署では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りのかかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。